

防府市職員の旧姓使用に関する要綱

令和4年6月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(旧姓を使用することができる文書等)

第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であって、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。

- (1) 職員名簿、名札等の単に氏名が記載されたもの
- (2) 組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるものの
- (3) 職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれがないもの
- (4) 対外的に使用される文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれのないもの

(旧姓使用の承認の申請)

第3条 職員は、旧姓を使用するときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めた日（新たに職員となった者が旧姓を使用する場合にあっては、職員となった日）から起算して1か月以内に所属長を経て市長に対し旧姓使用承認申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(旧姓使用の承認等)

第4条 市長は、前条の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使

用承認通知書（第2号様式）により、所属長を経て当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するとともに、旧姓使用証明書（第3号様式）を旧姓使用者に交付するものとする。

（旧姓使用の中止）

第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（第4号様式）に旧姓使用証明書を添えて、所属長を経て市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。

（旧姓使用者の責務）

第6条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民、職員等に誤解又は混乱が生じないよう努めなければならない。

- 2 旧姓使用者は、所属を異動することとなったときは、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。

（所属長の責務）

第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和4年8月31日までの間に同条の規定による申請を行うことにより、旧姓を使用することができるものとする。

(第1号様式)

旧姓使用承認申請書

防府市長様

年月日

所属

職名

戸籍上の氏名

職員番号

私は、下記のとおり旧姓を使用したいので、防府市職員の旧姓使用に関する要綱第3条の規定により申請します。

記

1 使用したい旧姓

2 戸籍上の氏の変更年月日 年月日

所属長確認欄

(第2号様式)

旧姓使用承認通知書

年 月 日
様

防府市長

年 月 日付けて申請のあった旧姓の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 使用する旧姓

2 使用開始年月日 年 月 日

(第3号様式)

旧姓使用証明書

戸籍上の氏名

使用する旧姓

使用開始年月日 年 月 日

上記の者の旧姓の使用については、防府市職員の旧姓使用に関する要綱に基づき、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

防府市長

印

(第4号様式)

旧姓使用中止届

防府市長様

年月日

所属

職名

旧姓使用の氏名

職員番号

私は、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、防府市職員の旧姓使用に関する要綱第5条第1項の規定により届け出します。

記

1 使用を中止する旧姓

2 中止する理由

3 戸籍上の氏

4 使用を中止する日

年月日

所属長確認欄